

教養学部（1・2年生対象）民間団体奨学金出願のしおり

1 学内選考を行う奨学金とは

学内選考を行う奨学金とは、民間団体(企業や個人の出資により設立された財団法人等)の奨学金のうち、学内での選考に通過した学生のみが団体に出願できる奨学金です。

各団体には推薦人数枠がありますので、該当者全員を推薦することはできません。

申請条件・学力基準を満たした者のうち**家計困窮度の高い学生**を推薦します。

また、2年生は過去に民間団体給付型奨学金の大学推薦を受けていない学生を優先します。

大学からの推薦者が必ず採用されるわけではありません。

貸与型奨学金の募集はすべて無利子です。

日本学生支援機構の第一種が併給調整により振込がない給付奨学生や併用貸与希望者、第二種奨学金（有利子）になってしまう方は検討してみてください。

募集奨学会一覧以外の団体から急募があった場合は「他の奨学会に欠員があった場合」の欄で「希望する」を選択している申請者の中から選考し推薦します。

※募集のあった奨学金は都度HPに記載しております。

民間団体による奨学金には「直接応募の奨学金」や「その他の奨学金」もあります。

詳細は教養学部Webサイトをご覧ください。

2 出願資格

次の点を**全て満たす**学生に出願資格があります。

- ・人物、学業とも優れており、経済的支援を必要としていること。
- ・修業年限で卒業できる見込みがあること。
- ・学内選考で出願する奨学金**以外に、他の奨学金との併給(重複受給)を認めていない奨学金や経済支援に出願または受給(受給予定を含む)をしていないこと。**※1※2
- ・奨学生として採用された場合に、**奨学生の義務を果たせること。**

※1 学内選考を通過し大学推薦を得て奨学金に出願した後に、他の奨学金や経済支援への採用を理由とした選考辞退および採用辞退は原則として認めません。

※2 キーエンス財団に申請中の1年生は結果が判明するまで申し込めません。

3 注意事項

(1) 奨学生の義務について

民間団体の奨学金に採用となった場合、多くの団体で次のような奨学生の義務が課されます。

奨学生の義務の例

- ・ 学期末や年度末の生活状況報告書、および成績証明書の提出
- ・ 奨学金受領書の提出
- ・ 奨学会の会報誌への寄稿
- ・ 奨学生採用式や奨学生修了式への参加
- ・ 奨学生交流会への参加
- ・ 奨学会の担当者との面談
- ・ 留学、休学、退学などの異動時の報告

奨学生採用式、交流会等のイベントは対面で開催されますので、対面で参加できることを前提に出願してください。

奨学生の義務を果たさない場合、奨学金の停止や廃止となる場合があります。

奨学生の義務を履行できる場合のみ出願してください。

(2) 健康診断について

民間団体への提出書類に健康診断結果証明書が含まれる場合があります。東京大学保健センターでは健康診断受診から証明書の発行まで時間がかかりますので、決められた時期に必ず健康診断を受けるようにしてください。

(3) 生計維持者の同意について

大学推薦時や採用時に民間団体に提出する書類に、団体の奨学金規程に同意するものとして父母等の署名や押印が求められることがありますので、ご了承ください。

4 選考について

出願資格を満たす出願者の中から家計困窮度の高い学生を推薦します。

内部選考は奨学会ごとに行いますので、単願の方が有利ということはありません。

希望順に10団体まで記入が可能ですが、推薦できるのは1人につき1団体のみです。

「他の奨学金との重複」可と不可を合わせて希望して構いません。

但し、募集奨学会一覧以外の奨学金を受給又は出願予定の場合は「重複不可」の団体に申し込まないでください。

希望する奨学会の中で一番早い申込締切日までに必要書類を準備し申し込んでください。

5 出願から採用までの流れ

(1) 学内選考へ出願

出願に必要な書類を準備し、希望奨学会の一番早い申込締切日までに提出してください。

(2) 学内選考通過

申込締切日から1週間以内に**学内選考通過者**にのみ通過連絡のメールを送ります。

(連絡受け取り可能なメールアドレスを必ずUTASへ登録してください)

通過連絡から一週間程度で民間団体提出用の願書を作成していただきます。

(3) 民間団体による選考

民間団体による選考が行われます。

面接が行われる場合もあり、面接に出席できないときには選考辞退扱いとなります。

また、大学から推薦した場合であっても、必ず採用されるわけではありません。

(4) 選考結果

採否にかかわらず大学または民間団体から結果の連絡をします。

採用となった場合、奨学金振込口座の登録、誓約書の提出等の手続きがあります。

6 出願書類一覧

提出していただく必要書類 (①~③全て)

- | |
|---|
| ① 奨学金申込書 (学内選考用) をダウンロードし、学生本人が記入してください |
| ② 成績証明書 1年生→出身高校の調査書 (成績証明書は不可)
発行に日数がかかる場合があります。早めに高校に依頼してください
2年生→4月以降に自動発行機にて発行してください |
| ③ 生計維持者の所得関係書類 (課税証明書 + 下表を参照し該当する所得書類を提出) |

父母 (生計維持者) の昨年の所得関係書類 ※マイナンバーの記載のないもの。

対象者	提出書類
ア 父母 (生計維持者) 全員 必須 ※父母のうち一方が就労していない場合 であっても2人分必要	令和6年度(令和5年分)の(非)課税証明書 ※市区町村によって証明書の名称が異なります。 ※扶養内訳、所得割額の項目を含むもので <u>2024年7月以降</u> に発行されているもの。
イ 給与収入がある場合	令和6年分の源泉徴収票の写し ※2024年中に転退職した場合は、源泉徴収票に加え、現職の年収見込証明書 (HP様式) 又は直近3か月分の給与明細書の写し

ウ 確定申告をしている場合 ※給与所得者で確定申告をしている場合は確定申告書と源泉徴収票のどちらもご提出ください。	令和6年分確定申告書の写し ※第一表・第二表・収入内訳書(青色申告決算書)・第三表・所得の内訳書のうち確定申告で提出したもの全て。
エ 年金(老齢、厚生、遺族、障害等)を受給している場合	最新の年金振込通知書、最新の年金額改定通知書 または公的年金等の源泉徴収票の写し ※公的年金だけでなく企業年金等も受給している場合は受給している全てについて提出が必要です。
オ 雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証の写し
カ 傷病手当金を受給している場合	傷病手当金支給決定通知書の写し
キ 無職の場合	無職・無収入申立書 (HP様式) 市区町村長発行の所得証明書では収入があるが、現在は無職の場合は、退職年月日の確認できる書類を併せて提出

7 提出先

提出方法は窓口提出、郵送提出のいずれかです。

窓口提出の場合は申込締切日**16時まで**、郵送の場合は**締切日必着**です。

窓口提出先

教養学部等学生支援課奨学資金チーム

アドミニストレーション棟1階7番窓口

平日10:00~12:30, 13:30~16:00

郵送提出先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学教養学部等学生支援課奨学資金チーム

民間団体奨学金担当 宛

(簡易書留やレターパック等ご自身で追跡可能な方法で郵送ください)

8 問合せ先

お問合せの際は学生証番号と氏名を明記の上ご連絡ください。

東京大学教養学部奨学資金チーム

TEL 03-5454-6075、6076

メール s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp